

みよし市と株式会社中日ドラゴンズ  
の間における相互支援協定書  
(通称 パートナーシップ協定)

みよし市と株式会社中日ドラゴンズ（以下「中日ドラゴンズ」という。）は、地域社会における文化、教育、まちづくり等の振興に関し、相互の連携及び協力を推進するため、次のとおり相互支援協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、みよし市と中日ドラゴンズが緊密に連携・協力しながら次に掲げる事項を実現することにより、スポーツ振興を基軸とした活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

- (1) 中日ドラゴンズの活動方針に基づき、地域住民とのコミュニケーションや社会との連携を深め地域貢献活動の取り組みを実施すること。
- (2) 地元スポーツチームを応援し、その発展と充実を図ること。

（連携事業）

第2条 みよし市と中日ドラゴンズは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について、連携・協力をを行うものとする。

- (1) みよし市による中日ドラゴンズに関する積極的な広報活動
- (2) 中日ドラゴンズ観戦事業
- (3) 中日ドラゴンズが有する人材による野球教室の開催や、みよし市のイベント及び学校等への派遣
- (4) みよし市による連携事業の実施に必要な会場の確保
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（連携推進会議）

第3条 連携事業を円滑に実施するため、必要に応じて連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置き、開催する。

- 2 推進会議は、みよし市及び中日ドラゴンズから選任された委員によって構成する。

（事業実施）

第4条 連携事業の実施に当たっては、みよし市及び中日ドラゴンズの両者又は推進会議において協議の上、実施するものとする。

（守秘義務）

第5条 みよし市及び中日ドラゴンズは、連携事業において相手方から知り得た秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後にかかわらず、これを第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、令和6（2024）年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1月前までにみよし市又は中日ドラゴンズのいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、同一条件でさらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 みよし市又は中日ドラゴンズのいずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、みよし市及び中日ドラゴンズが協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者署名の上、各自1通を保有する。

令和5（2023）年1月20日

みよし市

代表者 みよし市長

株式会社 中日ドラゴンズ

代表者 代表取締役社長オーナー代行

小山祐

吉川克也